

生駒市訓令甲第1号

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市事務専決規程等の一部を改正する訓令

(生駒市事務専決規程の一部改正)

第1条 生駒市事務専決規程(平成24年3月生駒市訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、同条第11号中「市長事務部局の課長補佐」の次に「、議会事務局の局補佐」を加え、同号を同条第12号とし、同条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 課課長 市長事務部局の課課長、選挙管理委員会事務局次長及び教育委員会事務局の課課長をいう。

第2条中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 危機管理監 生駒市行政組織規則第41条の4に規定する危機管理監をいう。

第5条第1項第1号中「政策企画推進課長」を「秘書企画課長」に改め、同項中第10号を削り、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) その事務が情報機器等の購入、情報システムの導入及び変更並びに情報ネットワーク及び情報化施策に関連するものについては、総務課長第5条第2項の表を次のように改める。

合議区分	合議者
課長、課課長、課長補佐、課内室長又は施設長の専決に係るもの（1件30万円以上のものに限る。）	財政係長及び財政経営課主幹（所管主幹に限る。以下この表において同じ。）
次長の専決に係るもの	財政係長、財政経営課主幹及び財政経営課課長補佐（財政経営課課長補佐が置かれていない場合にあつては、財政経営課長）
部長又は消防長の専決に係るもの	財政係長、財政経営課主幹、財政経営課課長補佐及び財政経営課長
副市長の専決に係るもの	財政係長、財政経営課主幹、財政経営課課長補佐、財政経営課長及び総務部次長（総務部次長が置かれていない場合にあつては、総務部長）
市長の専決に係るもの	財政係長、財政経営課主幹、財政経営課課長補佐、財政経営課長、総務部次長及び総務部長

第5条第3項中「財政課長」を「財政経営課長」に改める。

第9条の2の次に次の1条を加える。

（危機管理監の専決事項等）

第9条の3 危機管理監が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 危機事象の発生時における応急措置の実施、各部局及び各行政機関との連絡調整並びに重要な危機管理に関すること。

(2) 防災安全課の所掌に係る別表に掲げる次長の専決区分に属する事項

2 前項第1号の場合において、危機管理監は、市行政施策の方針、人事、予算等事務執行上調整を必要とする事項については、総務部長と協議し、当該協議を調えなければならない。

第13条第2号中「関すること」の次に「（第9条の3第1項第1号に掲げる事項を除く。）」を加え、同条第6号中「流用」の次に「及び生駒市予算規則（昭和40年1月生駒市規則第1号）第11条第7号に規定する予算の流用」を加える。

第19条（見出しを含む。）中「秘書課長」を「秘書企画課長」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 軽易な市行政施策の調整に関する事。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第25条に次の1号を加える。

(16) 情報システムの運用管理に関する事。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第30条（見出しを含む。）中「財政課長」を「財政経営課長」に改める。

第34条（見出しを含む。）中「経済振興課長」を「農林課長」に改め、第7号から第12号までを削り、第13号を第7号とし、第14号を第8号とし、第15号を削る。

第35条を次のように改める。

（商工観光課長の専決事項）

第35条 商工観光課長が専決できる事項は、次のとおりとする。

(1) 商工及び観光団体との連絡調整に関する事。

(2) 観光宣伝印刷物の編集及び発行に関する事。

(3) 高山竹林園の使用許可に関する事。

(4) 高山竹林園の休館日、開館時間等の変更に関する事。

(5) テレワーク&インキュベーションセンターの使用許可に関する事。

(6) テレワーク&インキュベーションセンターの休館日及び使用時間の変更に関する事。

(7) 軽易な企業誘致、企業立地施策の企画及び調整に関する事。

（生駒市情報セキュリティ対策基準の一部改正）

第2条 生駒市情報セキュリティ対策基準（平成19年12月生駒市訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「情報政策課」を「総務課」に改める。

第5条第5項及び第75条第1項第1号中「情報政策課長」を「総務課長」に改める。

（生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正）

第3条 生駒市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月生駒市訓令甲第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「情報政策課長」を「総務課長」に改める。

第6条第2項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

（生駒市法令審査委員会規程の一部改正）

第4条 生駒市法令審査委員会規程（昭和52年11月生駒市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号を次のように改める。

(1) 秘書企画課長

第2条第4項第3号を次のように改める。

(3) 財政経営課長

（生駒市職員被服貸与規程の一部改正）

第5条 生駒市職員被服貸与規程（昭和46年4月生駒市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「経済振興課」を「農林課」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。